

償却資産（固定資産税）の申告について

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（原則として法人税または所得税法における減価償却資産）についても課税の対象となっています。

地方税法第383条の規定により、償却資産の所有者は毎年1月1日現在の償却資産の所有状況について、当該資産の所在地の市町村長に申告することが義務付けられています。

1. 申告が必要な方

毎年1月1日現在で木城町内に事業用の資産を所有する方

2. 申告について

令和8年1月1日現在の償却資産の所有状況を、令和8年2月2日（月）までに、税務課へ申告してください。

受け付けは令和8年1月5日（月）から行います。申告期限が近付くと窓口が大変混雑しますので、1月21日（水）までの申告にご協力くださいようお願いします。

3. 申告方法について

初めて申告する方 ※電算申告の方を除く

●申告する資産

- ・毎年1月1日現在で木城町内に事業用の資産を所有する償却資産

●提出する書類

- ・償却資産申告書、種類別明細書（増加資産・全資産用）

前年度以前に申告している方 ※電算申告の方を除く

●申告する資産

- ・令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に増加・減少した資産
- ・令和7年1月1日以前に増加・減少した資産で申告漏れ等があった資産

●提出する書類

- ・償却資産申告書、種類別明細書（増加資産・全資産用）、種類別明細書（減少資産用）

◆増減がない場合

- ・償却資産申告書の備考欄にその旨を記入し、申告書を提出してください。

◆廃業した方、その他異動があった方

- ・償却資産申告書の「18 備考」にその旨を記載して申告してください。
(例：令和7年7月7日廃業)

◆その他、記入の方法については、別紙1「償却資産の記入例」をご覧ください。

4. 儻却資産の具体例について

課税対象となる資産は、別紙2「業種別の課税対象償却資産の例示」を参考にしてください。

課税対象とならない資産は、下記のとおりです。

- ・自動車税、軽自動車税などの課税対象となる車両
- ・無形減価償却資産（ソフトウェア、工業権、特許権、電話加入権等）
- ・その取得価格が20万円未満の減価償却資産で事業年度ごとに一括して年間で償却を行うことを選択したもの。
- ・耐用年数1年未満又はその取得価格が10万円未満の減価償却資産で、法人税法等の規定により一時的に損金又は必要な経費に算入するもの。

5. 申告しない方、虚偽の申告をした方

正当な理由がなく申告をしなかった場合には、地方税法第386条の規定により、過料を科せられることがあるほか、地方税法第368条の規定により、不足税額に加えて延滞金を徴収されることがあります。また、虚偽の申告をした場合には、同法第385条の規定により、罰金刑を科せられることがあります。

6. 申告内容の確認調査について

償却資産の申告内容が適正かどうかを確認するために、地方税法第353条および第408条の規定に基づき、帳簿書類の提出を求めることや、事業所等への実地調査を行うことがありますので、その際はご協力を願いいたします。

7. 過年度分の遡及について

申告もれが判明した場合、過年度分の賦課更正を行います（地方税法第17条の5第5項の規定により、最大5年度分）。追徴となった場合、通常の納期とは異なり、1回の納期限で納付していただきます。

8. 提出方法、提出先及び問い合わせ先について

窓口持参、郵送、eLTAX（エルタックス）で提出できます。

〒884-0101 木城町大字高城 1227-1 木城町役場税務課 TEL:0983-32-4732（直通）

9. eLTAXについて

インターネットでオフィスや自宅から簡単に申告ができます。混み合う窓口に出かける必要がなく、郵送料金もかかりません。また、紙の申告書作成よりも手間がかかりません。

PCdesk（無料）やeLTAXに対応した税務・会計ソフトなどには、申告書への自動入力や自動計算などサポート機能が完備されています。

詳しくは、eLTAXのホームページをご覧いただくか、ヘルプデスクに問い合わせください。

ヘルプデスク：0570-081-459（午前9時～午後5時）※土日祝を除く



eLTAX ポータル



木城町 HP

